保健所設置市感染症対策主管課長 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 感染症対策連携担当課長 (公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に 関する規程の一部改正について(通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種に関して、登録に関する規程の一部を改正する告示について、別添のとおり令和5年3月17日付け厚生労働省健康局長通知がありました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき特定接種を行うことができる事業所については、厚生労働省が運用する「特定接種管理システム」に登録いただいているところですが、令和5年3月30日に登録の有効期間が満了する登録事業者の更新の申請について、当該システムの負荷を鑑み、更新申請の受付期間を延長するとともに、特例的に登録の有効期間を延長するといったものです。

つきましては、対応が円滑に行われるよう、別添通知の内容についてご承知おきい ただくとともに、関係機関等にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会会長、公益社団法人神奈川県病院協会会長、一般社団法人神奈川県歯科医師会会長、公益社団法人神奈川県薬剤師会会長、公益社団法人神奈川県看護協会会長、公益社団法人神奈川県助産師会会長、一般社団法人神奈川県訪問看護ステーション協議会会長あて、別途通知しておりますことを申し添えます。

○添付書類

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件」の告示について(健発0317第2号令和5年3月17日付け厚生労働省健康局長通知)
- 別紙

問合せ先

感染症対策連携グループ 市川 横山 馬場 電 話 045-210-4791

メール kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp